

提出議案説明資料目次

令和8年6月定例会

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
1	新 旧 対 照 表	議案第40号 専決処分の承認を求めることについて	1 ～ 25
2	新 旧 対 照 表	議案第41号 箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27 ～ 29
3	新 旧 対 照 表	議案第42号 箱根町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	31 ～ 33
4	新 旧 対 照 表	議案第43号 箱根町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	35 ～ 39
5	新 旧 対 照 表	議案第44号 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	41 ～ 43
6	見 積 合 せ 調 書 及 び 工 事 資 料	議案第46号 工事請負契約の締結について	45 ～ 48
7	見 積 合 せ 調 書 及 び 工 事 資 料	議案第47号 工事請負契約の締結について	49 ～ 52
8	入 札 調 書 及 び 図 面	議案第48号 工事請負契約の締結について	53 ～ 56

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
9	見 積 合 せ 調 書、 入 札 調 書 及 び 図 面	議案第49号 工事請負契約の締結について	57 ～ 64
10	入札調書、諸元表、 及 び 四 面 図	議案第50号 物件供給契約の締結について	65 ～ 68
11	図 面	議案第51号 工事請負契約の一部変更について	69 ～ 70

新旧 対 照 表

箱根町町税条例等の一部改正新旧対照表

新（改正後）
（箱根町町税条例の一部改正）（第1条関係） （納税証明事項等） 第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。 2・3 （略） （寄附金税額控除の対象とする寄附金） 第13条の2 （略） (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号<u>から第4号までに掲げる寄附金</u> (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金 （軽自動車税の納税義務者等） 第28条 <u>軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</u> 2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により<u>軽自動車税</u>を課することができない者である場合には、<u>前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。</u> （軽自動車税のみなす課税） 第28条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u>

（納税証明事項等）

第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）

第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

2・3 （略）

（寄附金税額控除の対象とする寄附金）

第13条の2 （略）

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金

(2) 所得税法第78条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金

（軽自動車税の納税義務者等）

第28条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

（軽自動車税のみなす課税）

第28条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の

新（改正後）

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第28条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第28条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の申告納付）

第28条の5 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上

新（改正後）

(軽自動車税の課税免除)

の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。
（環境性能割の減免）

第28条の6 町長は、次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるものに対し、その取得者に課する環境性能割を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用するものと認められる3輪以上の軽自動車
 - (2) 身体に障害を有し、歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が取得する3輪以上の軽自動車（身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障害者と生計を一にする者が取得する3輪以上の軽自動車を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する3輪以上の軽自動車（1台に限る。）
 - (3) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである3輪以上の軽自動車
 - (4) その他特別の理由があると認められる3輪以上の軽自動車
- 2 前項第2号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。
- 3 第1項第3号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該3輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。
- 4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。
（種別割の課税免除）

新（改正後）

第28条の3 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、軽自動車税を課さない。

（軽自動車税の税率）

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) （略）

（軽自動車税の納期）

第30条 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

2 町長は、特別の事情がある場合において、前項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（軽自動車税に関する申告）

第31条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその他の記載事項を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その理由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

（軽自動車税に関する報告）

第32条 （略）

第28条の7 軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、種別割を課さない。

（種別割の税率）

第29条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) （略）

（種別割の納期）

第30条 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

2 町長は、特別の事情がある場合において、第1項の納期により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

（種別割に関する申告）

第31条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその他の記載事項を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合には、その理由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を町長に提出しなければならない。

（種別割に関する報告）

第32条 （略）

新（改正後）

（軽自動車税の減免）

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。

(1)～(4) （略）

2 前項第2号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。

3 第1項第3号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による軽自動車税の減免について準用する。

（原動機付自転車等の標識の交付等）

第34条 （略）

2 法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定により、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定により、軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～5 （略）

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8 （略）

第5章 罰則

第42条 （略）

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

（種別割の減免）

第33条 町長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、種別割を減免することができる。

(1)～(4) （略）

2 前項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、町長において必要と認める書類を提示しなければならない。

3 第1項第3号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。

4 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による種別割の減免について準用する。

（原動機付自転車等の標識の交付等）

第34条 （略）

2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により、種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定により、種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～5 （略）

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7・8 （略）

第5章 罰則

第42条 （略）

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

新（改正後）

(1) （略）

(2) 第14条第2項若しくは第3項、法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第26条、第26条の3又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者

(3) （略）

(4) 第32条の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて報告をしなかった者

附 則

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) （略）

（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

12・13 （略）

14 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(1) （略）

(2) 第14条第2項若しくは第3項、法第317条の2第1項若しくは第2項、法第328条の7第1項、第26条、第26条の3、第28条の5第1項又は第31条の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者

(3) （略）

(4) 第28条の5第2項又は第32条の規定により報告すべき事項について、正当な理由がなくて報告をしなかった者

附 則

（耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) （略）

（耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）

- 11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) （略）

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

12・13 （略）

- 14 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

新（改正後）

- 15 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 16 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 17 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 18 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 21 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 22 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 23・24 （略）
（固定資産税の税率の特例）
- 25・26 （略）
- 27 都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第21条の規定にかかわらず附則第25項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。
（検討）
- 28 町長は、附則第25項から前項までの規定について、令和元年度以降5年ごと

- 15 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 16 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 20 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 21 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 22 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 23 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 24 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 26・27 （略）
（固定資産税の税率の特例）
- 28・29 （略）
- 30 都市計画法第19条第1項の規定により箱根都市計画用途地域と決定した都市計画に係る土地の区域外に所在する土地のうち山林、原野、池沼に対して課する固定資産税の額は、当分の間、第21条の規定にかかわらず附則第28項を適用して計算した固定資産税額から当該固定資産税額に1.58分の0.79の率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。
（検討）
- 31 町長は、附則第28項から前項までの規定について、令和元年度以降5年ご

新（改正後）

に施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

とに施行の状況を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

32 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第9条までの規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

33 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

34 県知事は、当分の間、附則第32項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第38項の規定により読み替えられた第28条の5第1項の納期限（納期限の延長があった時は、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

35 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

36 当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当

（軽自動車税の税率の特例）

- 29 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

- 37 町長は、当分の間、第28条の6の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

- 38 第28条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

- 39 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

- 40 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 41 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第28条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

（軽自動車税の種族割の税率の特例）

- 42 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車最初が法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新（改正後）

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

30 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

31 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

旧（改正前）

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

43 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

44 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

45 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a

新（改正後）

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

32 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第30項又は前項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

33 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第30条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第31条及び第32条又は第43条第1項第4号の規定を除く。）を適用する。

34 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

35・36 （略）

（箱根町町税条例の一部を改正する条例の一部改正）（第2条関係）

附 則

（軽自動車税に関する経過措置）

9～12 （略）

13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る箱根町町税条例第29条及び附則第29項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
-------------	--------	--------

中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

46 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第43項から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

47 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第30条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第31条及び第32条又は第43条第1項第4号の規定を除く。）を適用する。

48 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

49・50 （略）

附 則

（軽自動車税に関する経過措置）

9～12 （略）

13 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る箱根町町税条例第29条及び附則第46項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
-------------	--------	--------

新（改正後）			
第29条第2号ア(ウ)a		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
第29条第2号ア(ウ)b		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
附則第29項	第29条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例(平成26年箱根町条例第12号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条	
附則第29項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)		平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(イ)
		3,900円	3,100円
附則第29項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a		平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(ウ)a
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
附則第29項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b		平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(ウ)b
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

旧（改正前）

第29条第2号ア(ウ)a		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
第29条第2号ア(ウ)b		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円
附則第46項	第29条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例(平成26年箱根町条例第12号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条	
附則第46項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)		平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(イ)
		3,900円	3,100円
附則第46項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a		平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(ウ)a
		6,900円	5,500円
		10,800円	7,200円
附則第46項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b		平成26年改正条例附則第13項の規定により読み替えて適用される第29条第2号ア(ウ)b
		3,800円	3,000円
		5,000円	4,000円

新旧 対 照 表

箱根町監査委員条例及び箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）	
（箱根町監査委員条例の一部改正）（第 1 条関係） （請求又は要求による監査） 第 2 条 委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは <u>第 243 条の 2 の 9 第 3 項</u>の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項若しくは同条第 7 項の規定による監査の要求があったときは、5 日以内に監査に着手しなければならない。 （箱根町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）（第 2 条関係） （議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）<u>第 243 条の 2 の 9 第 8 項</u>の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、10 万円以上である場合とする。	

旧（改正前）

（請求又は要求による監査）

第 2 条 委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは 第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項若しくは同条第 7 項の規定による監査の要求があったときは、5 日以内に監査に着手しなければならない。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第 6 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 8 第 8 項の規定により水道事業又は公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が、10 万円以上である場合とする。

新旧 対 照 表

箱根町印鑑条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
(印鑑登録証明書の交付申請) 第 16 条 登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する<u>個人番号カード</u>、<u>出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書(これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)</u>又は電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)<u>第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ</u>に規定する移動端末設備(当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。))を用いて多機能端末機(町の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。第 18 条第 2 項において同じ。))を利用することにより印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

旧（改正前）

（印鑑登録証明書の交付申請）

第 16 条 登録者等は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて多機能端末機（町の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。第 18 条第 2 項において同じ。）を利用することにより印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。

新旧 対 照 表

箱根町水道事業給水条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
(工事の施行) 第 10 条 給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、町長が必要と認めるときは、町長以外の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は町長以外の水道事業者により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる。</u> <u>3 第 1 項の規定により、指定給水装置工事事業者（前項の規定により町長以外の水道事業者又は町長以外の水道事業者により法第 16 条の 2 第 1 項の指定を受けた者が給水装置工事を施行することができる場合におけるその者を含む。次条第 2 項及び第 42 条第 2 項において同じ。）が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の検査を受けなければならない。</u> <u>4 第 1 項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</u>
(加入金の額の特例) 第 37 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅で当該住宅の給水目的が家庭用と認められるもののために設置する給水装置の新設工事又は改造工事に係る加入金の額は、給水装置の新設工事に係る場合にあっては、当該各号に掲げる住宅の各戸の合計数に 10 万円を乗じて得た額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額とし、給水装置の改造工事(当該改造工事後における住宅の各戸の合計数より多くなる場合に係る改造工事に限る。以下この条において同じ。)に係る場合にあっては、当該改造工事後における当該各号に掲げる住宅の各戸の合計数と当該改造工事前における当

旧（改正前）

（工事の施行）

第 10 条 給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の検査を受けなければならない。

3 第 1 項の規定により町長が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

（加入金の額の特例）

第 37 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅で当該住宅の給水目的が家庭用と認められるもののために設置する給水装置の新設工事又は改造工事に係る加入金の額は、給水装置の新設工事に係る場合にあっては、当該各号に掲げる住宅の各戸の合計数に 10 万円を乗じて得た額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額とし、給水装置の改造工事(当該改造工事後における住宅の各戸の合計数より多くなる場合に係る改造工事に限る。以下この条において同じ。)に係る場合にあっては、当該改造工事後における当該各号に掲げる住宅の各戸の合計数と当該改造工事前における当

新（改正後）

該各号に掲げる住宅の各戸の合計数との差に 10 万円を乗じて得た額に消費税率等に 1 を加えた率を乗じて得た額とする。

- (1) 国及び地方公共団体並びに独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社並びにこれらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅
- (2)・(3) （略）

旧（改正前）

該各号に掲げる住宅の各戸の合計数との差に10万円を乗じて得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額とする。

- (1) 国及び地方公共団体並びに日本住宅公社及び地方住宅供給公社並びにこれらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅
- (2)・(3) （略）

新旧 対 照 表

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
（葬祭補償） 第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>330,000 円</u>に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

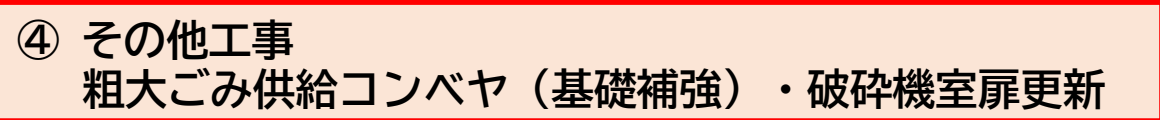
旧（改正前）

（葬祭補償）

第 18 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、町は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、315,000 円に補償基礎額の 30 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
201,498,000 円 (内消費税) 18,318,000 円	(契約金額) 201,300,000 円 (内消費税) 18,300,000 円	箱根町役場	(工期) 令和9年3月31日
見 積 合 せ 調 書			
粗大ごみ処理施設改修事業 粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事			
令和8年5月20日(水) 午後3時00分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
183,000,000 円	落札	(株)神鋼環境ソリューション東京支社	
		以下余白	

(機械設備分)



破碎機室扉

粗大ごみ処理施設改修事業
粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事

(電気設備分)

項目	更新対象	数量	備考
① 粗大ごみ受配電設備	2次高圧受電盤	1面	粗大ごみ処理施設の供用開始後、30年以上経過しているため、故障による稼働停止を未然に防ぐため各盤内の機器を更新するもの。
	高圧配電盤	1面	
	タイトランス盤	1面	
	400Vプラント動力盤	1面	
	電灯コンセント盤	1面	
	200V動力盤	1面	
	粗大ごみ中央監視盤	1面	
	破砕機起動盤	1面	
	ペットボトル減容機制御盤	1面	
	ペットボトルライン制御盤	1面	
	可燃ごみ切断機制御盤	1面	
② 高圧ケーブル	高圧ケーブル	335m	耐用年数超過に伴う感電事故や稼働停止を未然に防ぐため更新するもの。
③ 場内照明器具	蛍光灯照明器具	184基	照明器具をLED化するもの。



2次高圧受電盤



高圧配電盤



タイトランス盤



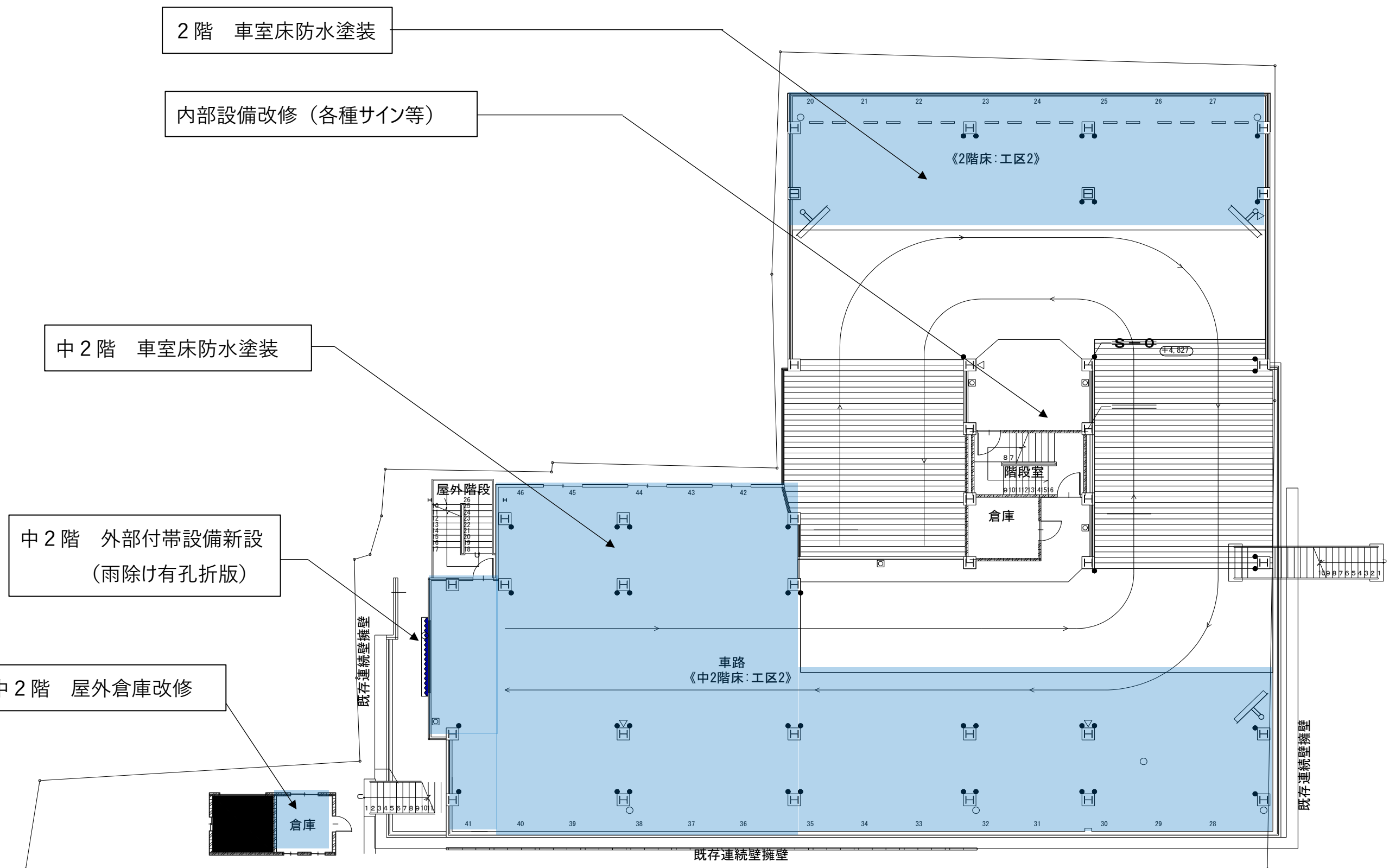
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
90,893,000 円 (内消費税) 8,263,000 円	(契約金額) 90,893,000 円 (内消費税) 8,263,000 円	箱根町役場	(工期) 令和9年9月30日
見 積 合 せ 調 書			
宮ノ下駐車場整備事業 宮ノ下駐車場長寿命化改良工事(工区2)			
令和8年5月18日(月) 午後3時00分 開札			
第1回 入札高	第2回 入札高	摘 要	氏 名
95,680,000 円	82,630,000 円	落札	(株)勝俣組
			以下余白

宮ノ下駐車場整備事業 宮ノ下駐車場長寿命化改良工事 工事内容

工事対象施設	宮ノ下駐車場	平成4年築 延べ床面積1877.8㎡ 鉄骨造 地上2階建（中1階・中2階を含む4階層）
	対象部	1階・中1階、2階・中2階、屋上
工事内容	施工済み 令和6年度 工区1	外壁防水塗装、外部階段防水塗装、連絡通路階段防水塗装、屋上防水改修 中1階外部建具(サッシ等)交換
	令和7年度	内部階段防水塗装、2階・中2階通路床防水塗装、2階・中2階壁・天井塗装、 1階・中1階As舗装工事、2階・中2階照明器具交換、火災報知設備交換 2階・中2階外部建具(サッシ、シャッター等)交換・塗、装耐火被覆部分改修（全階共通）
	施工予定 令和8年度 工区2	1階・中1階天井・壁塗装、1階・中1階照明器具交換・火災報知設備交換、トイレ改修 スロープ新設、1階外部建具改修（シャッター交換）、外部付帯設備新設（目隠しパネル）
	令和9年度	2階・中2階車室床防水塗装、内部設備改修（全階共通・各種サイン交換など） 中2階屋外倉庫改修、中2階外部付帯設備新設（雨除け有孔折版）

【参考】年度・区分別 主な施工箇所

		通路床	車室床	天井・壁	照明器具 火災報知器	その他
工区 1	令和6年度	外部工事のみ実施				
	令和7年度	中1階 2階・中2階	1階・中1階	2階・中2階	2階・中2階	
工区 2	令和8年度			1階・中1階	1階・中1階	1階トイレ・ スロープ
	令和9年度		2階・中2階			全階 内部設備



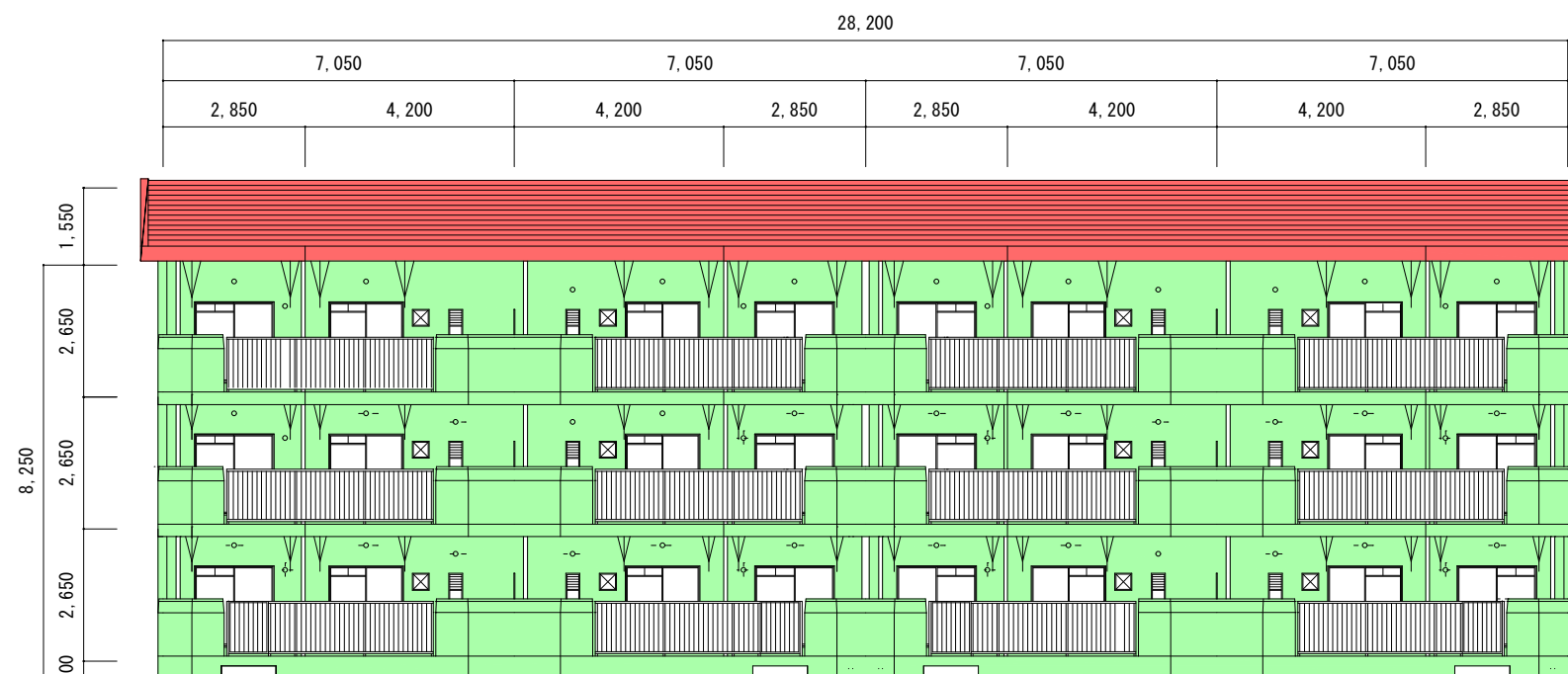
2階・中2階平面図

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
96,976,000 円 (内消費税) 8,816,000 円	(契約金額) 96,800,000 円 (内消費税) 8,800,000 円	箱根町役場	(工期) 令和9年9月30日
入 札 調 書			
町営住宅整備事業 仙石原町営住宅CD棟外壁及び屋根改修工事			
令和8年5月21日(木) 午前9時5分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
88,000,000 円	落札	(株)勝俣工務店	
92,500,000		箱根建設(株)	
93,800,000		(株)勝俣組	
		以下余白	

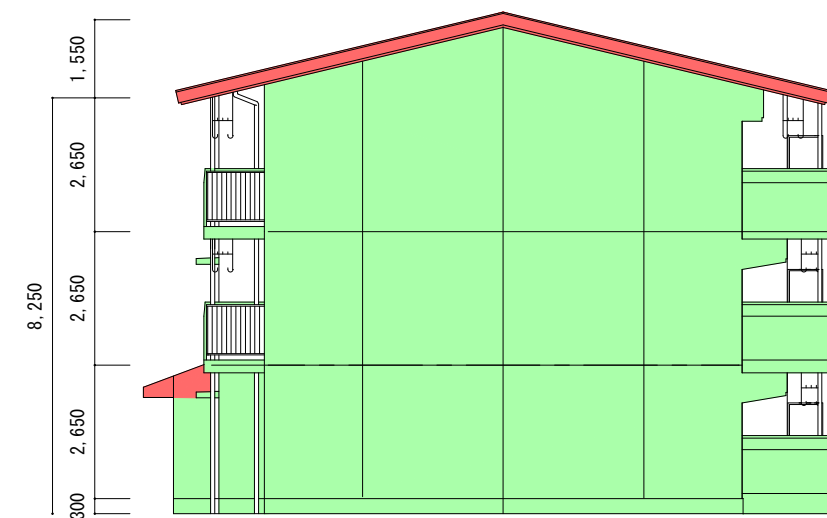


平面図 1/100

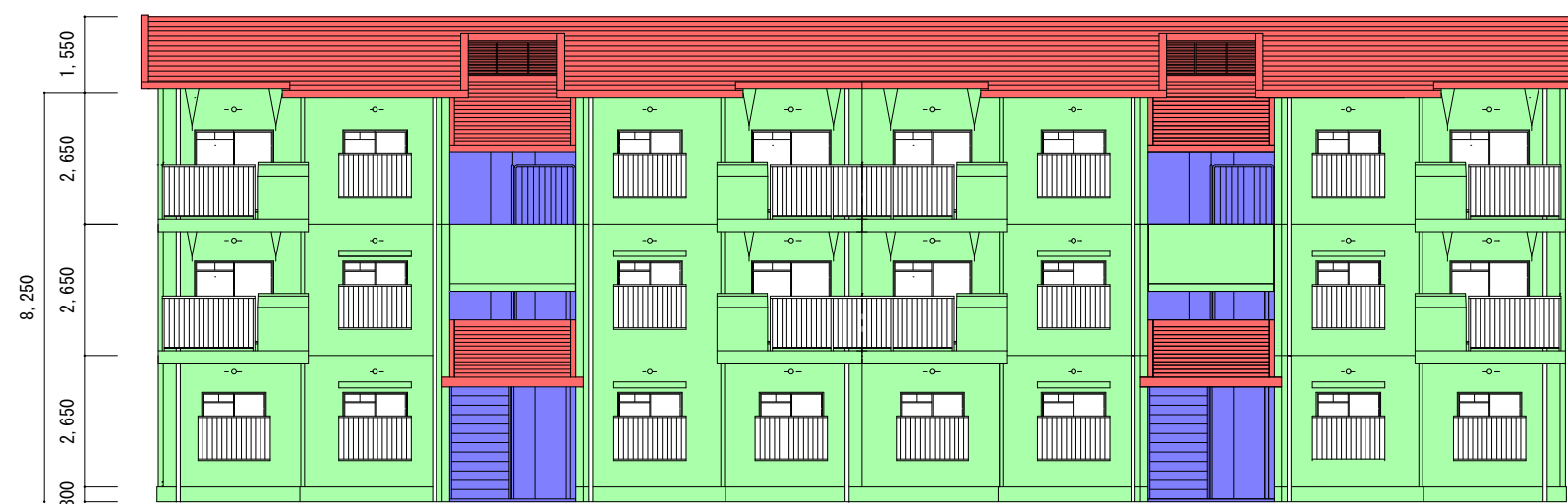
	屋根改修（屋根カバー工法）
--	---------------



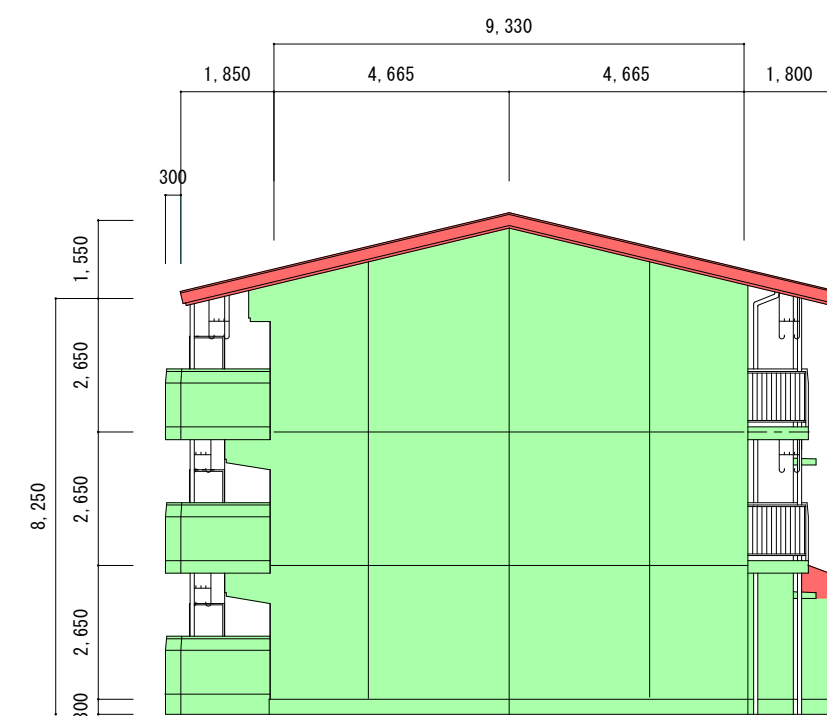
C棟南側立面図



C棟西側立面図



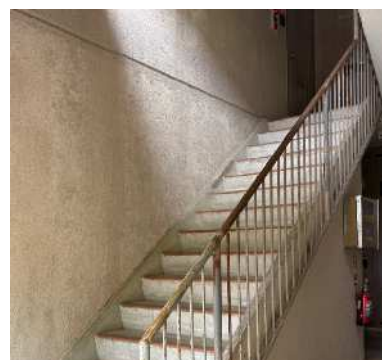
C棟北側立面図



C棟東側立面図



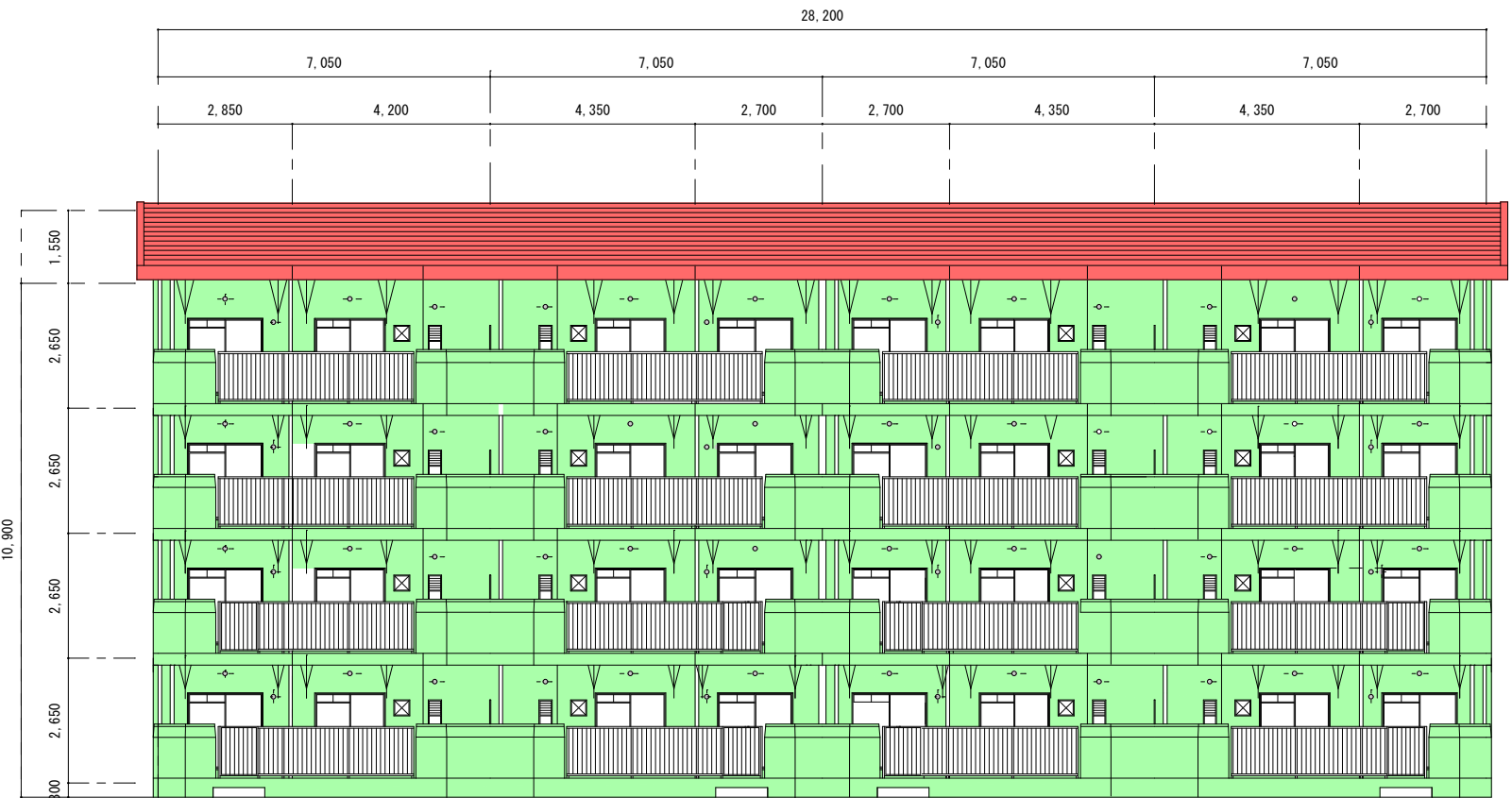
パイプシャフト扉



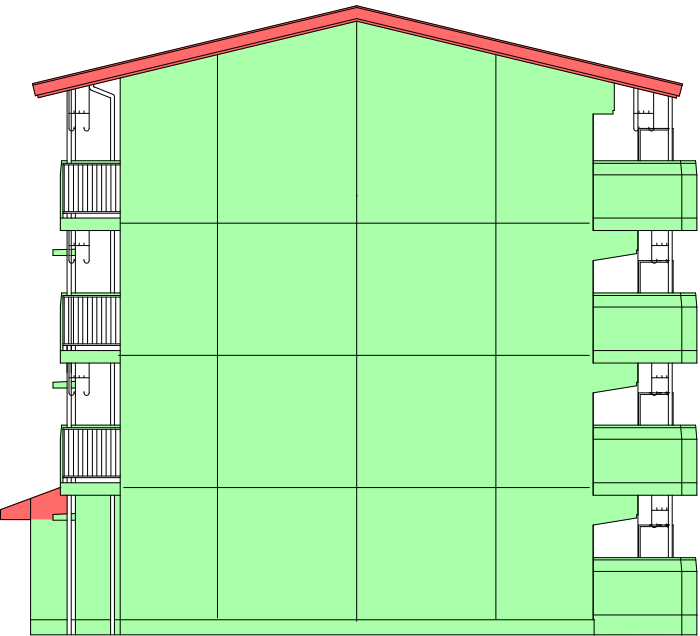
階段手摺

C棟立面図 1/150

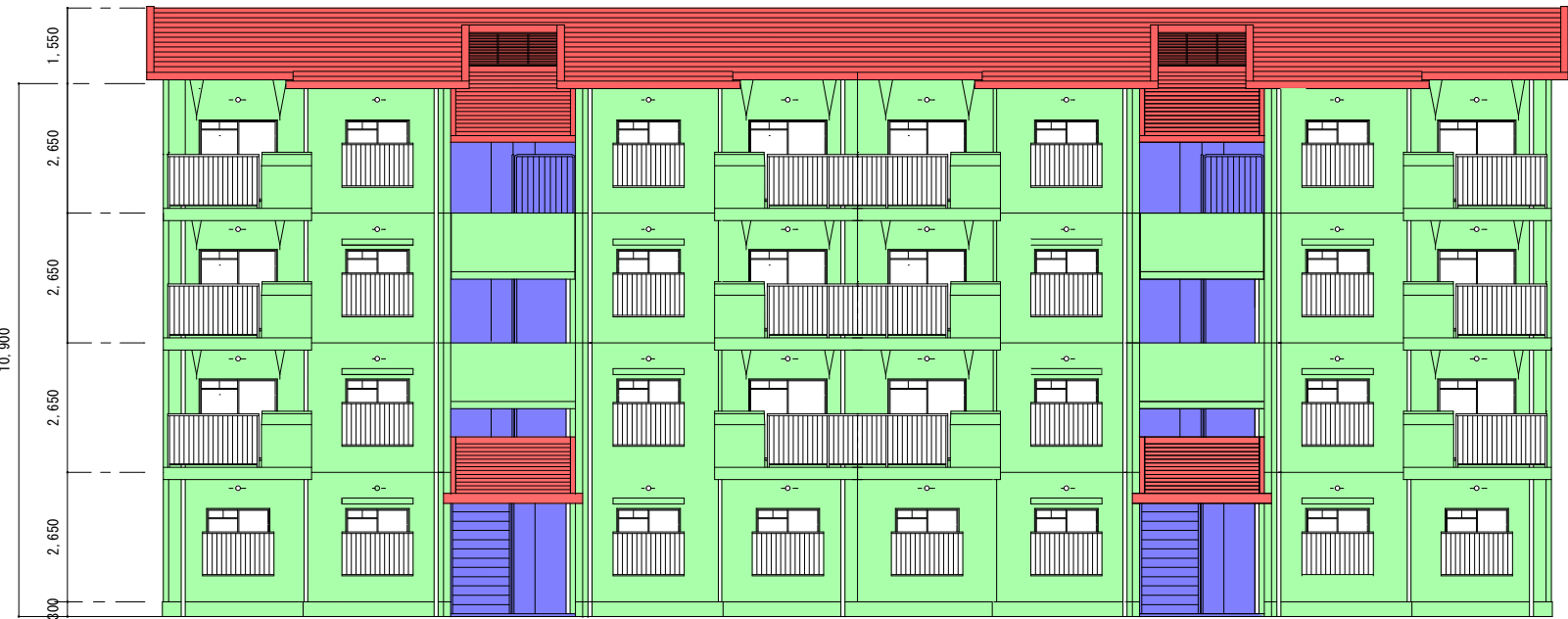
	外壁塗装 防水型複層塗材
	パイプシャフト扉塗装・階段手摺塗装
	屋根改修（屋根カバー工法）



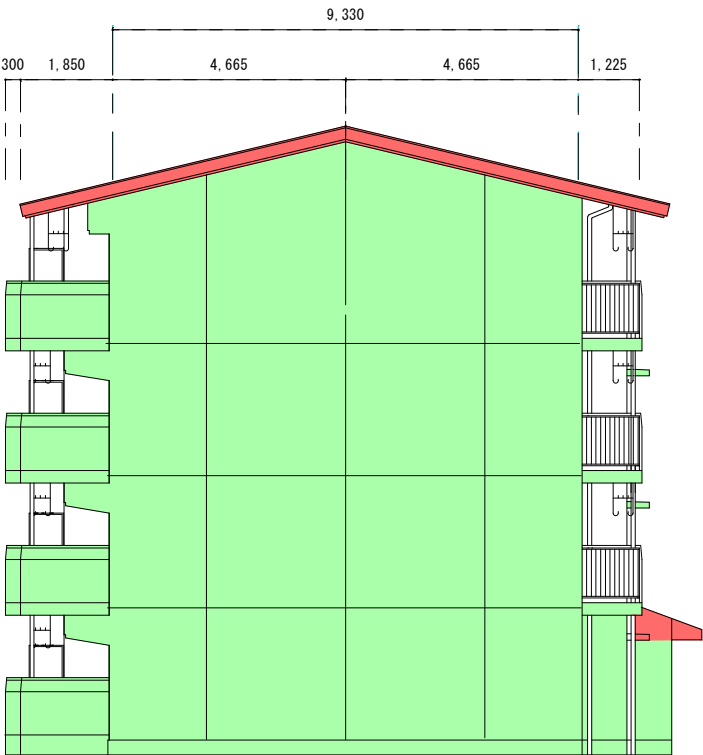
D棟南側立面図



D棟西側立面図



D棟北側立面図



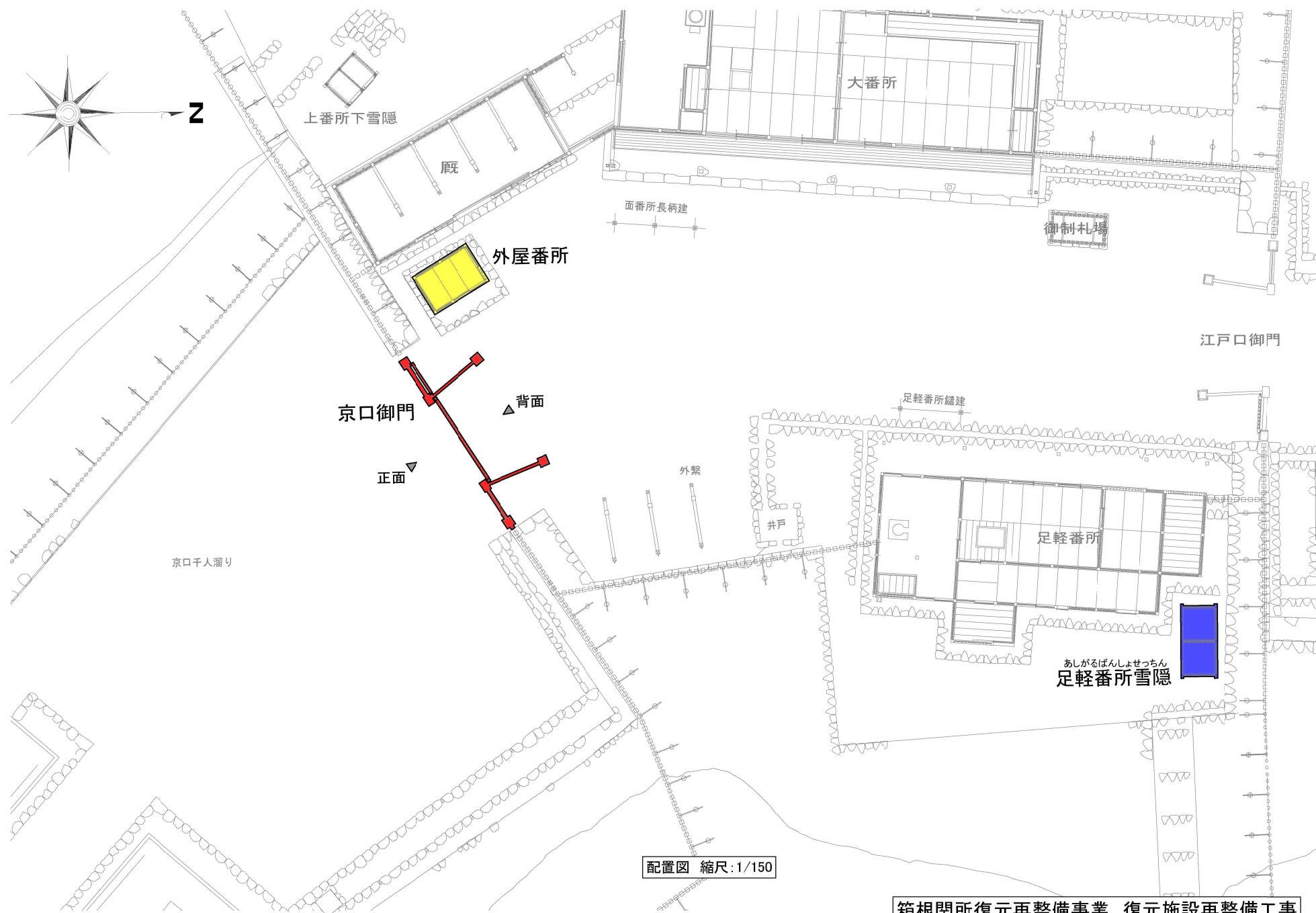
D棟東側立面図

D棟立面図 1/150

	外壁塗装 防水型複層塗材
	パイプシャフト扉塗装・階段手摺塗装
	屋根改修（屋根カバー工法）

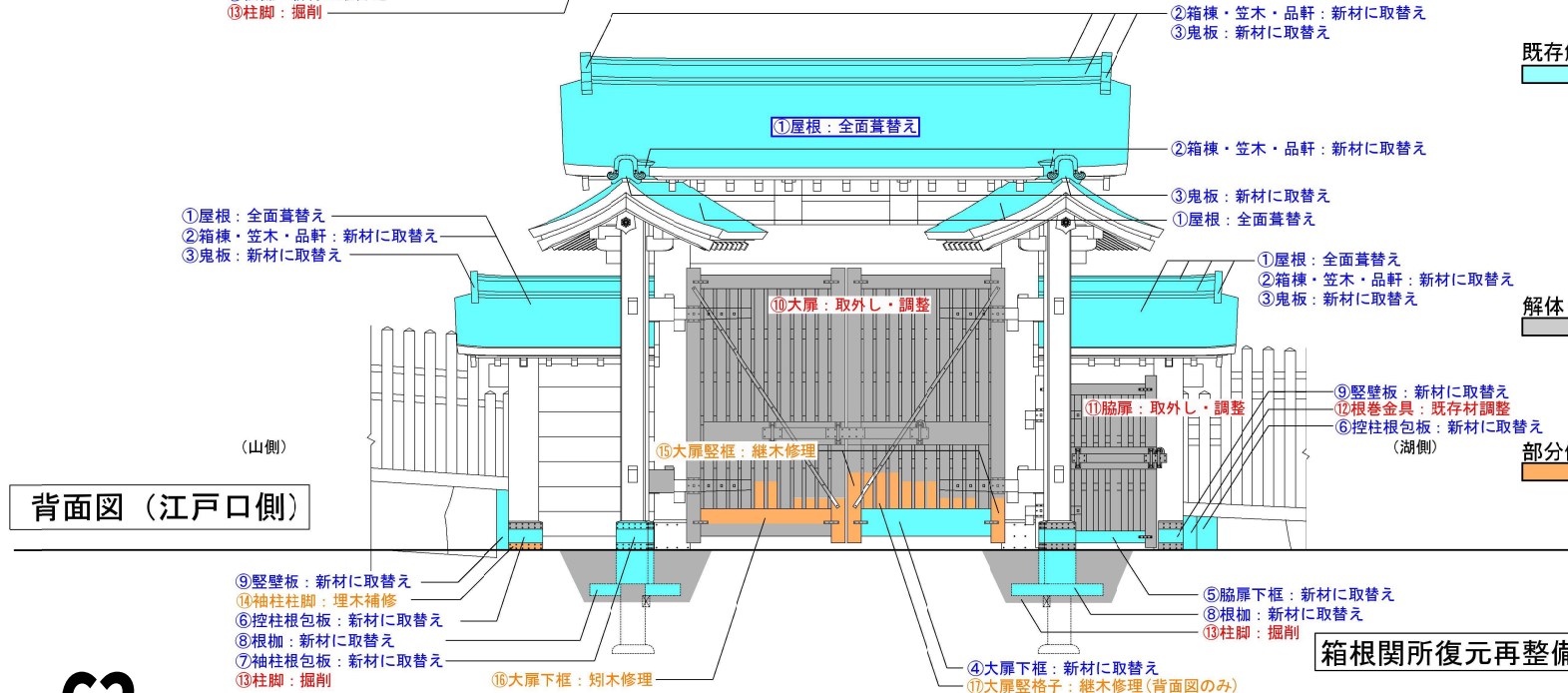
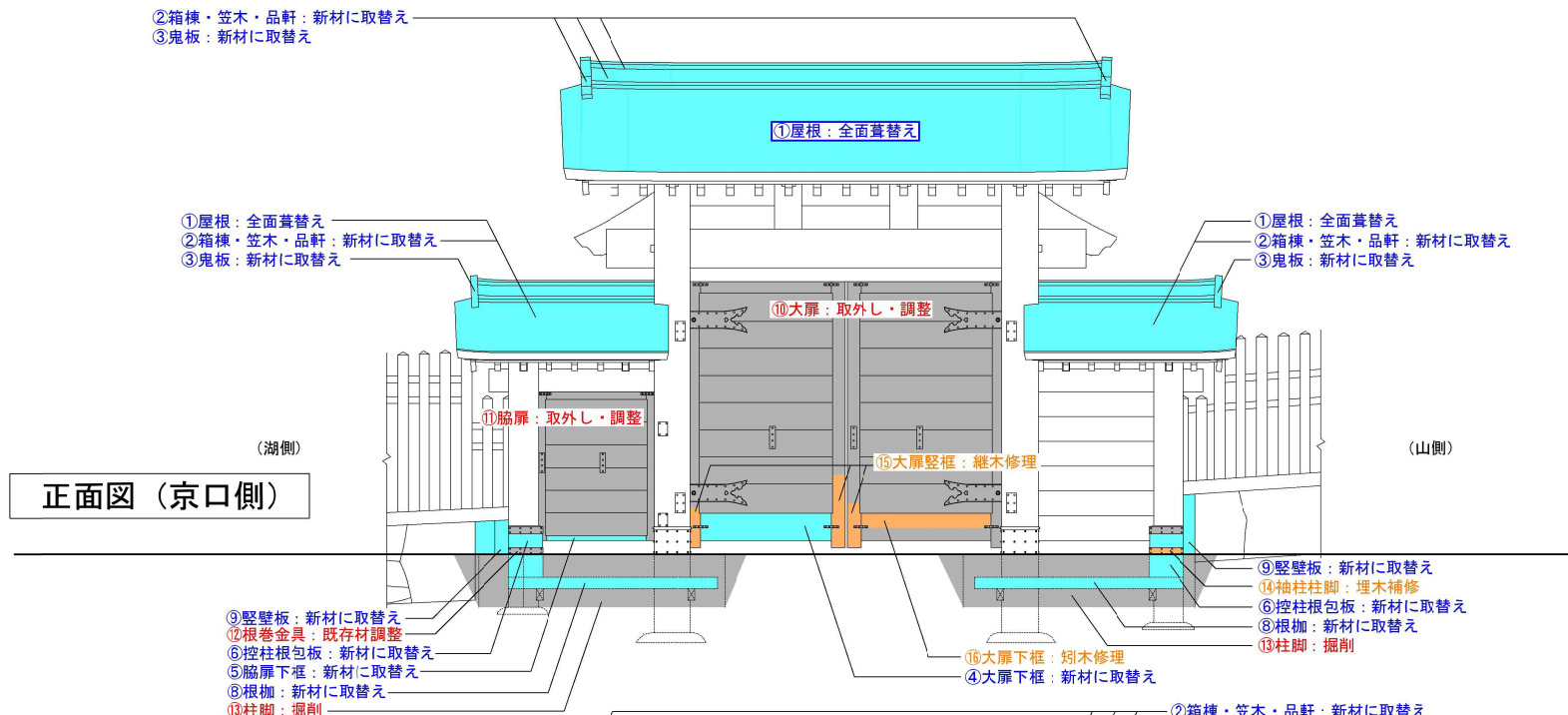
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
122,760,000 円 (内消費税) 11,160,000 円	(契約金額) 122,650,000 円 (内消費税) 11,150,000 円	箱根町役場	(工期) 令和9年3月10日
見 積 合 せ 調 書			
箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事			
令和8年5月25日(月) 午前10時00分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
111,500,000 円	落札	(株)勝俣工務店	
		以下余白	

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
122,760,000 円 (内消費税) 11,160,000 円	不 調	箱根町役場	(工期) 令和9年3月10日
入 札 調 書			
箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事			
令和8年5月21日(水) 午後3時00分 開札			
第1回 入札高	第2回 入札高	摘 要	氏 名
118,900,000 円	115,800,000 円		(株)勝俣工務店
130,450,000	118,000,000		箱根建設(株)
120,450,000	辞退		(株)勝俣組
			以下余白



箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事

京口御門



既存解体・新材復旧

施工内容		
①屋根	: 全面葺替え	72㎡
②箱棟・笠木・品軒	: 新材に取替え	5箇所
③鬼板	: 新材に取替え	6箇所
④大扉下框	: 新材に取替え	1箇所
⑤脇扉下框	: 新材に取替え	1箇所
⑥控柱根包板	: 新材に取替え	2箇所
⑦袖柱根包板	: 新材に取替え	2箇所
⑧根枷	: 新材に取替え	6箇所
⑨縦壁板	: 新材に取替え	2箇所

解体・既存材復旧

施工内容		
⑩大扉	: 取外し・調整	2枚
⑪脇扉	: 取外し・調整	1枚
⑫根巻金具	: 既存材調整	6箇所
⑬柱脚部	: 掘削	6箇所

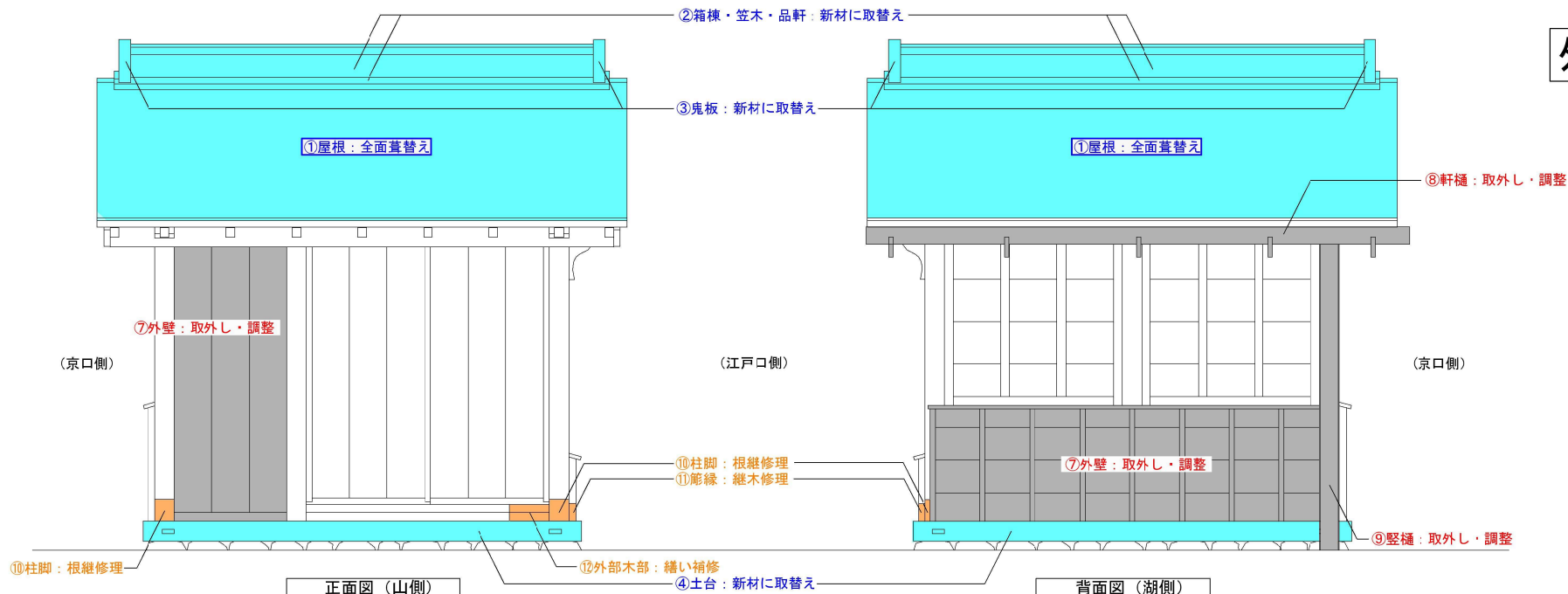
部分修理

施工内容		
⑭袖柱柱脚	: 埋木補修	1箇所
⑮大扉縦框	: 継木修理	3箇所
⑯大扉下框	: 継木修理	1箇所
⑰大扉縦格子	: 継木修理	14箇所

(背面図のみ)

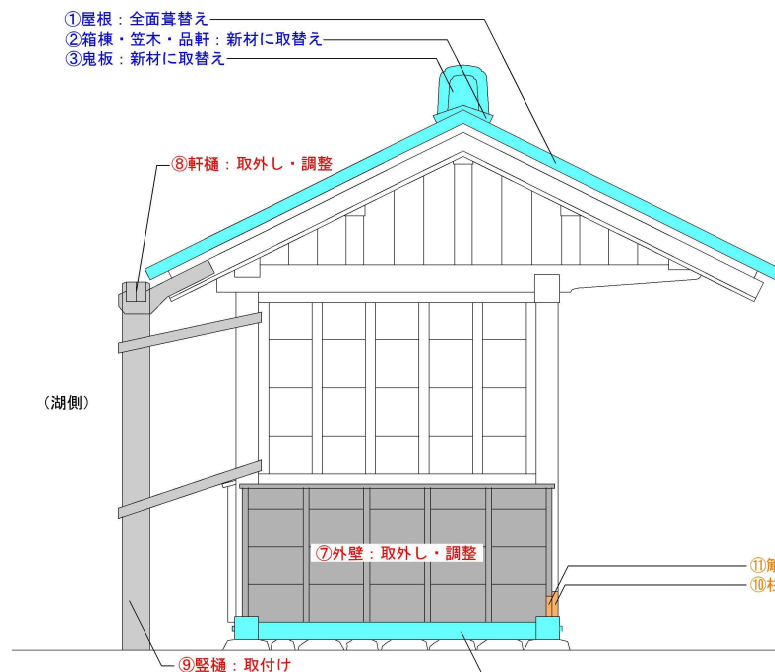
箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事

外屋番所

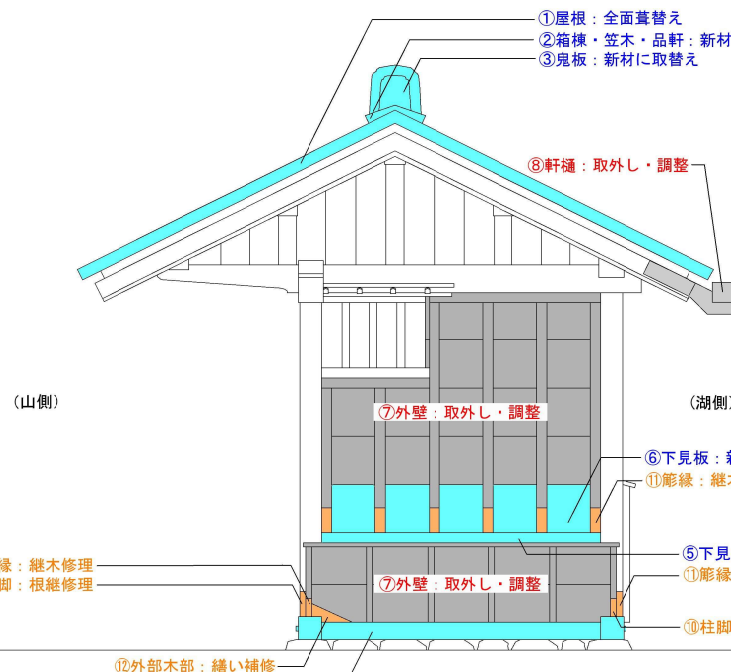


正面図 (山側)

背面図 (湖側)



立面図 (京口側)



立面図 (江戸口側)

既存解体・新材復旧

施工内容			
①屋根	: 全面葺替え	15.9㎡	
②箱棟・笠木・品軒	: 新材に取替え	1箇所	
③鬼板	: 新材に取替え	2箇所	
④土台	: 新材に取替え	4箇所	
⑤下見板下框	: 新材に取替え	1箇所	
⑥下見板	: 新材に取替え	1箇所	

解体・既存材復旧

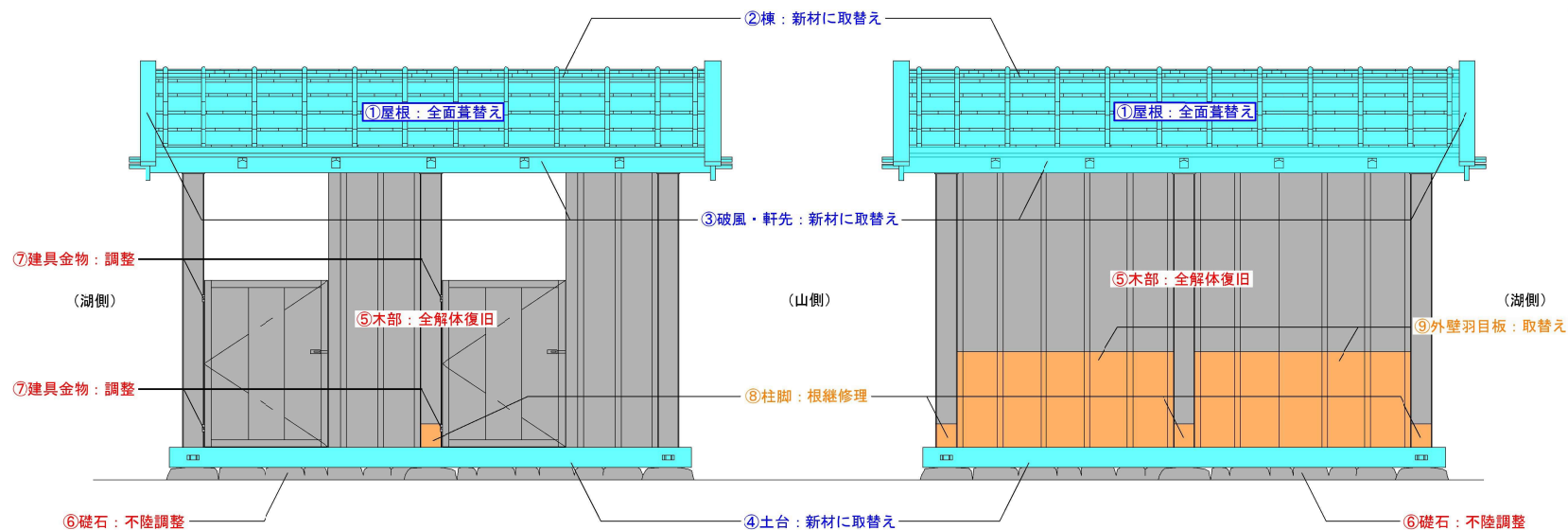
施工内容			
⑦外壁	: 取外し・調整	5箇所	
⑧軒樋	: 取外し・調整	1箇所	
⑨縦樋	: 取外し・調整	1箇所	

部分修理

施工内容			
⑩柱脚	: 根継修理	3箇所	
⑪彫縁	: 継木修理	3箇所	
⑫外部木部	: 繕い補修	3箇所	

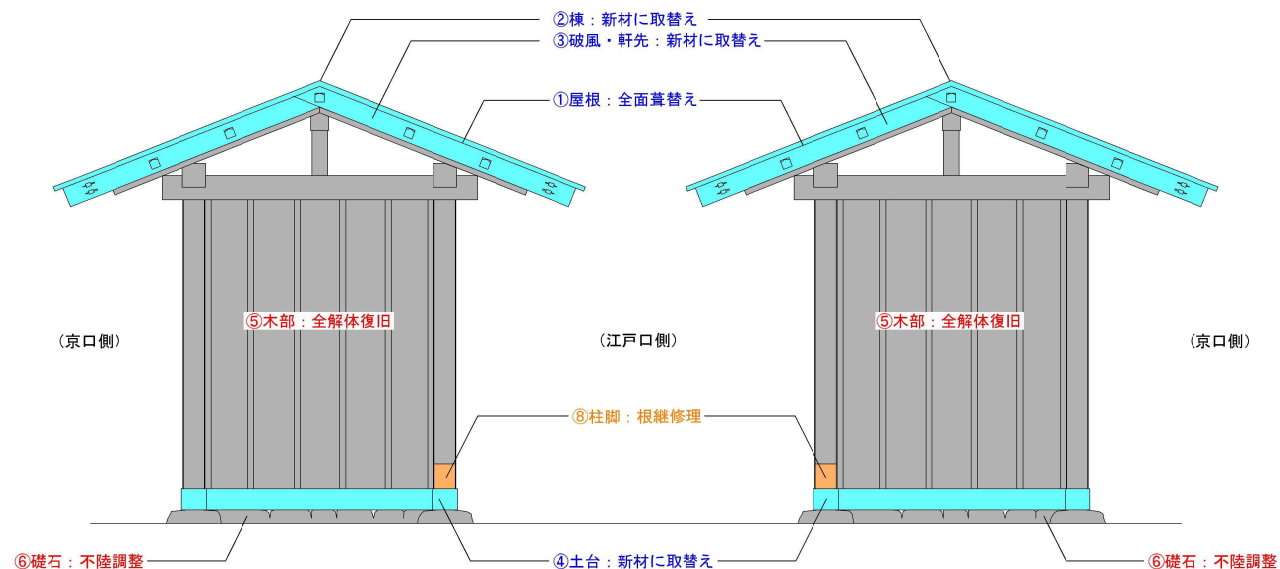
箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事

足輕番所雪隠



正面図（京口側）

背面図（江戸口側）



立面図（山側）

立面図（湖側）

既存解体・新材復旧

施工内容			
①屋根	: 全面葺替え	10.6㎡	
②棟	: 新材に取替え		
③破風・軒先	: 新材に取替え	4面	
④土台	: 新材に取替え	4箇所	

解体・既存材復旧

施工内容			
⑤木部	: 全解体復旧		
⑥礎石	: 取外し・調整	4面	
⑦建具金物	: 調整	4箇所	

部分修理

施工内容			
⑧柱脚	: 根継修理	4箇所	
⑨外壁羽目板	: 取替え	1面	

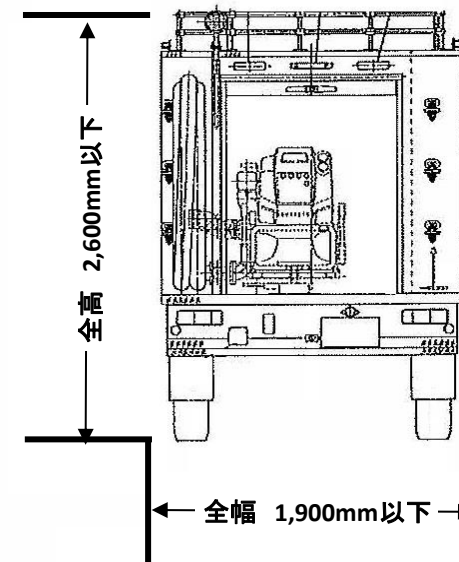
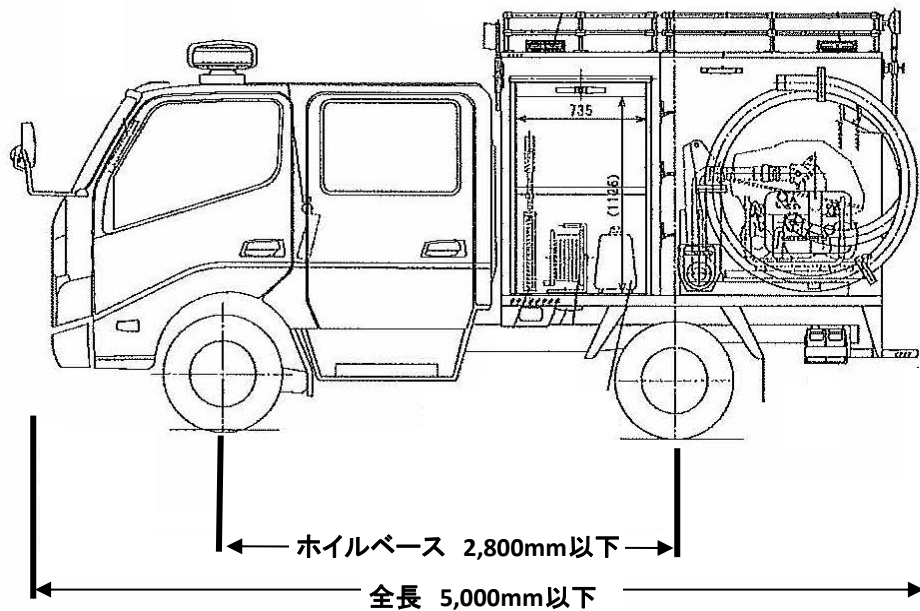
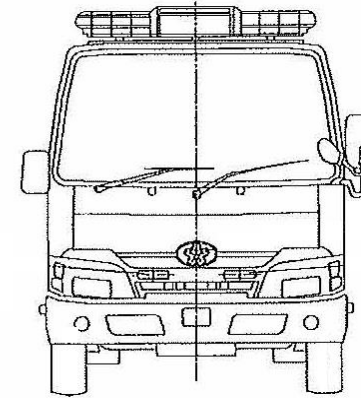
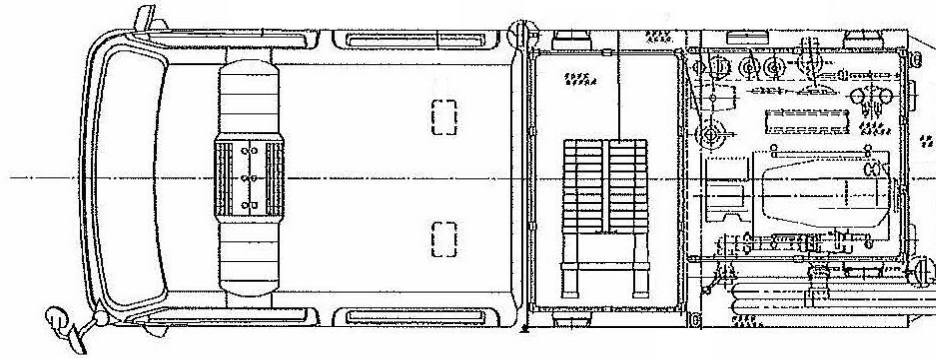
箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事

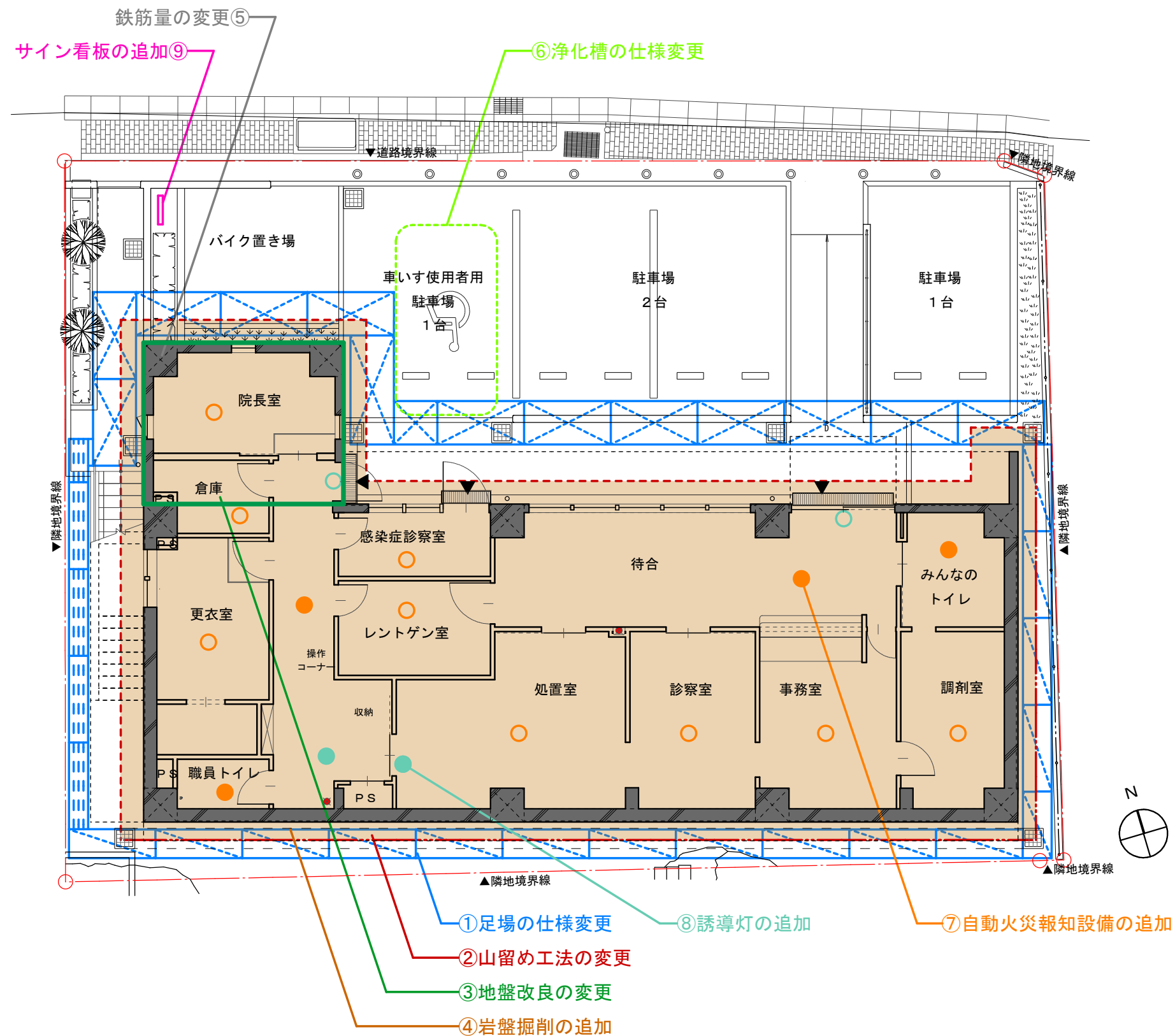
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
22,759,000 円 (内消費税) 2,069,000 円	(契約金額) 21,340,000 円 (内消費税) 1,940,000 円	箱根町役場	(納期) 令和9年3月23日
入 札 調 書			
消防車両整備事業 小型動力ポンプ付積載車(第8分団)購入			
令和8年4月27日(月) 午前9時00分 開札			
第1回 入札高	摘 要	氏 名	
19,400,000 円	落札	小川ポンプ工業(株)	
19,900,000		(株)畠山ポンプ製作所	
19,980,000		米山商事(株)	
20,200,000		ジーエムいちほら工業(株)	
20,500,000		長野ポンプ(株)	
20,900,000		(株)野口ポンプ製作所	
—	辞退	(株)モリタ	
		以下余白	

小型動力ポンプ付積載車 主要諸元表
(消防団 第8分団 配備)

社 名		いすゞ自動車株式会社
車 名		エルフ (ダブルキャブ)
駆 動 方 式		4 輪駆動
変 速 機		オートマチックトランスミッション
ブ レ ー キ		油圧式 前：ディスクブレーキ 後：ディスクブレーキ
寸法重量等	全 長	5,000mm以下
	全 幅	1,900mm以下
	全 高	2,600mm以下
	ホイルベース	2,800mm以下
	車両総重量	5,000kg以下
エンジン	シリンダー配置	直列4気筒インタークーラーターボ付ディーゼル
	総排気量	2,999cc
	最高出力	150ps/2450rpm
	最大トルク	43.8kg・m/1400～2450rpm
使 用 燃 料		軽油
燃料タンク容量		50L
定 員		6 名

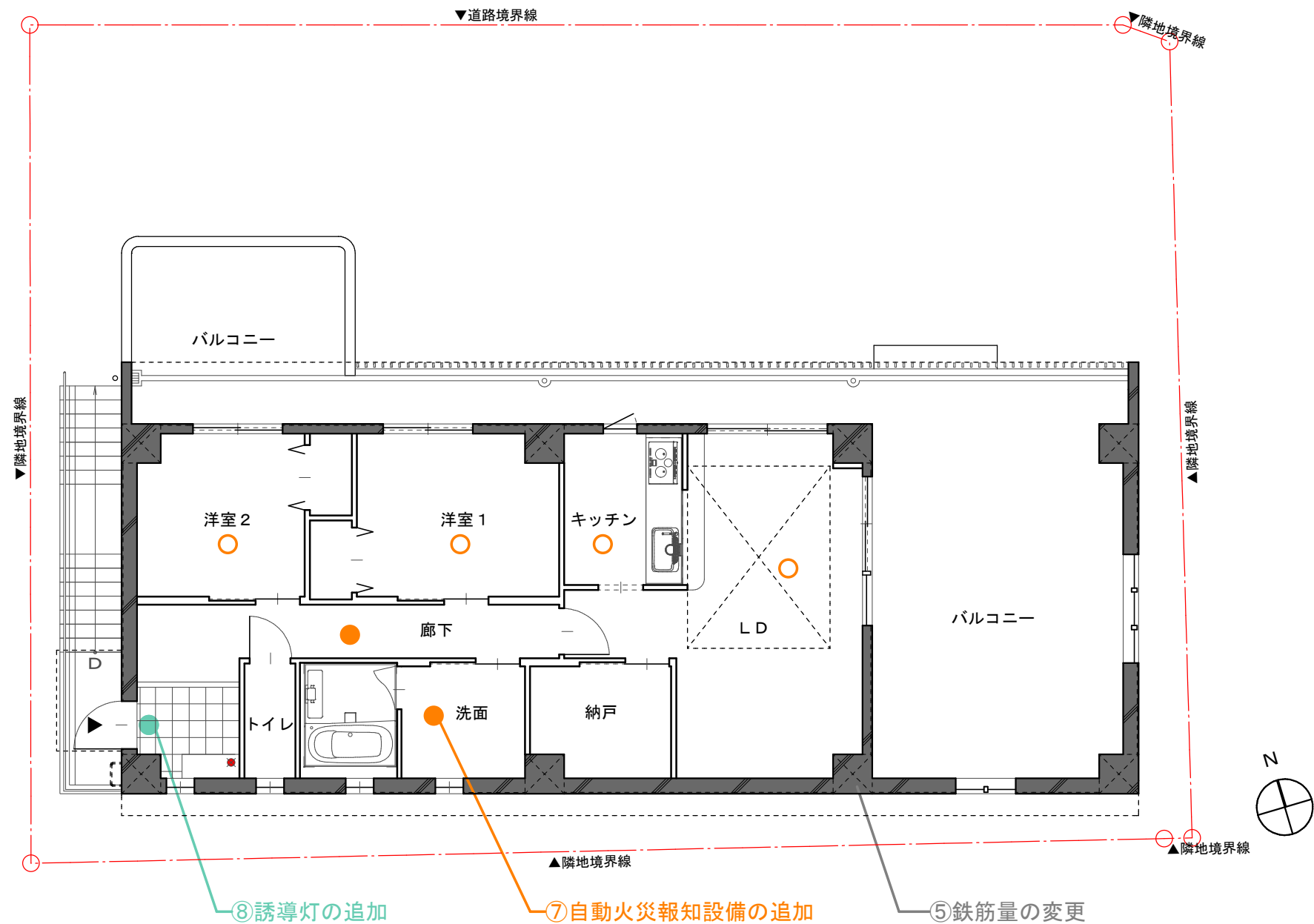
小型動力ポンプ付積載車 四面図 (第8分団)





■ 主な変更事項・内容	
土工事	①足場の仕様変更（減） 施工性等を勘案し、足場の仕様を変更
	②山留め工法の変更（増） 試掘の結果、岩盤であったため山留め工法を変更
	③地盤改良の変更（減） 試掘の結果、岩盤であったため地盤改良工法を変更
	④岩盤掘削の追加（増） 岩盤の掘削作業の追加
躯体工事	⑤鉄筋量の変更（増） 狭小で複雑な施工であることにより鉄筋の数量が増加した
機械設備工事	⑥浄化槽の仕様変更（増） 車両耐荷重を2 t仕様から6 t仕様に変更
電気設備工事	⑦自動火災報知設備の追加（増） ○：当初設計 13箇所（1階 9箇所・2階 4箇所） ●：追加 6箇所（1階 4箇所・2階 2箇所）
	⑧誘導灯の追加（増） ○：当初設計 2箇所（1階 2箇所・2階 0箇所） ●：追加 3箇所（1階 2箇所・2階 1箇所）
外構工事	⑨サイン看板の追加（増） サイン看板を追加（1基）

配置図兼 1 階平面図



2階平面図

■ 主な変更事項・内容	
土工事	①足場の仕様変更（減） 施工性等を勘案し、足場の仕様を変更
	②山留め工法の変更（増） 試掘の結果、岩盤であったため山留め工法を変更
	③地盤改良の変更（減） 試掘の結果、岩盤であったため地盤改良工法を変更
	④岩盤掘削の追加（増） 岩盤の掘削作業の追加
躯体工事	⑤鉄筋量の変更（増） 狭小で複雑な施工であることにより鉄筋の数量が増加した
機械設備工事	⑥浄化槽の仕様変更（増） 車両耐荷重を2 t仕様から6 t仕様に変更
電気設備工事	⑦自動火災報知設備の追加（増） ○：当初設計 13箇所（1階 9箇所・2階 4箇所） ●：追加 6箇所（1階 4箇所・2階 2箇所）
	⑧誘導灯の追加（増） ○：当初設計 2箇所（1階 2箇所・2階 0箇所） ●：追加 3箇所（1階 2箇所・2階 1箇所）
外構工事	⑨サイン看板の追加（増） サイン看板を追加（1基）